

令和7年度市民税・県民税申告書の手引き

伊豆市役所 税務課

日頃より、伊豆市税務行政にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この『申告書の手引き』は、昨年に市民税・県民税申告書を提出された人へ郵送し、『令和7年度 市民税・県民税申告書』の記載方法等について説明するものです。

申告が必要な人は、申告書の該当欄に必要事項を記入し、記入例の各項目に記載されている必要書類等とあわせて、**令和7年3月17日（月）まで**に提出してください。

【申告が必要な人】

【申告の必要がない人】

●令和7年1月1日現在、伊豆市に居住している人

・令和6年中に収入があった人

→申告書の表面及び裏面の該当項目を記入

・令和6年中に収入がなかった人

→申告書裏面の下部の該当項目を記入

★収入がなかった場合でも、所得（課税）証明が必要な人、児童手当やこども医療の対象となる子の保護者の人も申告が必要です。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免・軽減の算出基礎資料となるため申告が必要です。

●令和7年1月1日現在、伊豆市に居住している人で

あっても、以下のいずれかに該当する人は市民税・県民税の申告は不要です。

①所得税の確定申告書を提出した（する）人

②勤務先で年末調整をしており、そのほかに収入や控除がない人（勤務先から、伊豆市に給与支払報告書が提出されている必要があります。）

③収入が公的年金のみで、所得控除（医療費控除、生命保険料控除、障害者控除など）が不要な人

【申告書作成・提出時に準備する書類等（令和6年1月1日～12月31日までの分が対象）】

(1) 所得を計算するために必要な書類

○給与がある人 給与所得の源泉徴収票・給与支払証明書 など

○年金がある人 公的年金等の源泉徴収票、個人年金の支払い調書 など

○営業、農業、不動産業など事業を営む人 収支内訳書、経費にかかる領収書、帳簿 など

○その他、収入や経費が分かる書類 など

※遺族年金、障害年金、児童手当、失業手当などは非課税所得のため、所得の計算に含めません。

(2) 所得控除を計算するために必要な書類

○国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、その他の社会保険料控除証明書・領収書

○生命保険料（一般生命保険・個人年金・介護医療）、地震保険料等の控除証明書

○医療費控除の明細書 **領収書の提出では医療費控除は受けられません**

○障害者（身体・療育・精神）手帳の写し、障害者控除対象者認定書 など

○その他控除金額を証明できるもの（ふるさと納税などの寄附金に関する証明書 など）

(3) 申告者の個人番号（マイナンバー）関係書類の写し

○マイナンバーカードを持っている人 …マイナンバーカードの1点

○マイナンバーカードを持っていない人…マイナンバー確認書類と身元確認書類の2点

〔 ・マイナンバー確認書類：通知カードまたはマイナンバー記載の住民票

・身元確認書類：運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点

※市でマイナンバーを確認した後は、マイナンバー記載書類は破棄させていただきます（返却不可）。

【提出先】伊豆市役所税務課 または 各支所

【提出方法】上記提出先の窓口へ直接提出 または 郵送により提出（同封の返信用封筒をご利用ください）

【提出期限】令和7年3月17日（月）

【注意事項】この申告書の内容に基づき**令和7年度市民税・県民税が課税**されます。なお、申告書の内容等に疑義がある場合、申告内容について質問・確認させていただく場合があります。

⑪給与所得（源泉徴収票のない人）

給与所得の源泉徴収票をもらうことができない場合は、**雇用主からの給与支払証明書を添付するか**、この欄に明細を記入してください。

⑫事業所得・不動産所得

収入や経費の金額を、項目ごとに（当てはまらない場合は空欄に）記入してください。

⑬所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入が850万円を超える人で、下記いずれかに該当する場合は、該当者の氏名等を記入してください。

1. 本人が特別障害者
2. 23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

⑭寄附金に関する事項

ふるさと納税などの寄附をした人は、該当する欄に金額を記入し、**証明書を提出してください（ワンストップ特例制度を利用した人も記入と証明書の提出が必要です）**。

⑮別居（国外）の扶養者または専従者 別居している扶養親族または専従者がいる場合は、氏名等を記入してください。扶養親族が国外に居住している場合は、国外居住の該当する項目に☑をしてください。

※**国外の居住親族を扶養する場合は、「親族関係書類」及び「送金確認書類」等を提出してください。**

⑯令和6年中に収入のなかった人

1～4までに該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

【各種資料の提出】

各項目の説明に、記載された控除証明等を必ず提出してください。『添付書類台紙』にのり付け又はホチキス止めで添付してください。

添付がない場合、控除の適用はできないことがあります。

なお、書類は返却できません。

【市民税・県民税の申告における注意点】

☆市民税・県民税申告書を提出しても、所得税の還付を受けることはできません。源泉徴収された所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

☆確定申告に関することは、三島税務署（☎ 055-987-6711）へお問い合わせください。

※確定申告相談については、三島税務署、伊豆市役所別館にて申告相談会を開催します。日程等の詳細は広報伊豆1月号をご確認ください。

※市民税・県民税の申告や計算方法、確定申告について不明点がある場合は、下記へお問い合わせください。

市県民税の申告について	確定申告について
伊豆市役所 税務課 〒410-2413 伊豆市小立野 38 番地の 2 ☎ 0558 - 72 - 9851	三島税務署 〒411-8551 三島市文教町 1 丁目 4 番 33 号 ☎ 055 - 987 - 6711

< 裏面 >

⑪ ○給与所得（源泉徴収票のない人） 月別 日 給 勤務日数 収入金額 社会保険料 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 給与等 合計 勤務先名 TEL 勤務先所在地	⑫ ○事業所得 職業または屋号 年 月 日～ 年 月 日 収入金額 売上金額 雑収入 ② 計 仕入金額 水道光熱費 修繕費 消耗品費 損害保険料 地代・家賃 ④ 計 ②専従者控除額 所得金額の①-④	○不動産所得 貸家・貸地（該当に○） 年 月 日～ 年 月 日 収入金額 家賃収入 地代収入 ② 計 固定資産税 損害保険料 修繕費 減価償却費 ④ 計 ②専従者控除額 所得金額の①-④
○事業専従者控除額 専従者の氏名 個人番号 続柄 生年月日 婚姻歴 専従者控除額 大 中 小 年 月 日生 大 中 小 年 月 日生		○所得金額調整控除に関する事項 ⑬ 氏名 性別 年齢 大・中・小 年 月 日生 特別障害者 身体・精神・療育 介護歴（ 級） 別居の場合の住所
○寄附金に関する事項 ⑭ 都道府県、市町村分（特例控除対象） 内 都道府県、市町村分（特例控除対象以外） 内 条 例 指 定 分 伊 豆 市 内 静 岡 県 内		
○扶養者または専従者のうち別居している人の住所等 ⑮ 氏 名 個人番号 住 所 国外居住 配偶者 30歳以上70歳未満 留学生 障害者 38万以上の送金 配偶者 30歳以上70歳未満 留学生 障害者 38万以上の送金		
○令和6年中に所得のなかった人は、この欄に同年中の生活状況等を記入してください。 ⑯ 1 仕送りを受けていた、扶養されていた（仕送り・扶養していた人の住所・氏名・続柄） 住所 氏 名 あなたとの続 柄 2 学生である（令和7年1月1日現在） 学校名 学部 学科 年在学中（ 年 月卒業予定） 3 次のいずれかに該当する □ 遺族年金（恩給）を受給 □ 障害年金を受給 □ 傷病手当を受給 □ 雇用保険を受給 □ 生活保護などの公的助成で生活 4 その他（生活状況を詳しく書いてください。預貯金等で生活等）		

① 給与・公的年金収入

給与所得の源泉徴収票をもとに、給与と公的年金のそれぞれの合計収入を記入してください。

※源泉徴収票は必ず提出してください。

給与の源泉徴収票がない場合は、裏面に収入の明細を記入してください。

② 源泉徴収時所得税減税控除済額

給与所得の源泉徴収票及び公的年金源泉徴収票に記載された「源泉徴収時所得税減税控除済額」を記入してください(記載が無い場合は未記入)。

③ 上記以外の所得

それぞれ収入、経費を記入して、所得を算出してください。

また、事業収入や経費は収支の明細や専従者の情報を裏面に記入してください。

※個人年金も、雑所得として申告が必要です。

※各所得が、20 万円を超える場合は、確定申告が必要です。

④ 分離課税にかかる所得

分離課税となる株式や不動産の譲渡所得、配当所得、山林所得などを記入してください。

⑤ 医療費控除

期間中に支払った医療費の合計と、その医療費について生命保険等で補てんされた金額を記入してください。また、同封されている『明細書』に記入し提出してください(領収書での提出や明細書が未提出の場合は、控除は受けられません)。

◎セルフメディケーション税制(スイッチOTC医薬品購入費による医療費控除)を利用する場合は、区分に「1」を記入してください。

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。

⑥ 社会保険料控除

会社の健康保険や、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金保険の支払額を記入してください。

※国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については控除証明書等を提出してください。

⑦ 生命保険料控除・地震保険料控除

保険会社で発行された支払証明書の区分に基づいて記入してください。

※支払証明書は必ず提出してください。

市民税・県民税申告書 記載例 < 表面 >

令和7年度 市民税・県民税申告書
(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの内容について申告してください)

		宛名番号											
伊豆市長あて		現住所	伊豆市小立野 38 番地の 2		太枠内のみ記入してください。 提出期限は令和7年3月17日です。								
1月1日現在の住所		同上		個人番号		012345678901							
フリガナ		イズ タロウ		生年月日		大平令 30・9・1							
氏名		伊豆 太郎		電話番号	0558-72-9854								
①	種 目	支 払 者		収 入 金 額		所 得 金 額							
	給 一 般	市民税商事 株式会社		900000									
	与 専 従 者												
	雑(公的年金)	厚生労働省		13000000									
②		源泉徴収時所得税減税控除済額	給与分控除済額	公的年金分控除済額									
③	種 目	収入金額 A		必要経費 B		専従者控除額 C		所得金額 A-B-C					
	営 業 等	200,000 円		160,000 円				400000					
	農 業												
	不 動 産												
	配 当 ・ 利 子												
	雑 (業 務)												
	雑 (その他)												
	総合短期・長期、一時			特別控除									
合 計		給与から総合短期・長期、一時までの合計											
④		分離短期・長期、山林	差引所得額		特別控除								
⑤	種 目	損害の原因		損害年月日		資産の種類		損害金額 A		保険金等 B		差引損失額 A-B	
	雑 損												
⑥	区 分	支払医療費等 A		保険金等で補填される金額 B		差引損失額 A-B							
	医療費	150,000 円		70,000 円		80,000 円							
⑦	種 目	支 払 保 険 料		種 目		支 払 保 険 料		種 目		支 払 保 険 料			
	生命保険料	80,000 円		介護医療保険料				新個人年金保険料		25,000 円			
⑧	種 目	支 払 保 険 料		種 目		支 払 保 険 料		種 目		支 払 保 険 料			
	地震保険料	30,000 円		旧長期損害保険									
⑨	本人控除	障害者(身体・精神・療育) 3 級・介護度()											
	該当項目を○囲みする。	寡婦・ひとり親		(離婚・死別・生死不明・未帰還)		勤労学生		学校名()					
⑩	氏 名	個人番号		続 柄		生 年 月 日		状 況		障 害 者			
	伊豆 花子	123456789012		夫(妻)		大平 30 12 5		(同居)別居		(身体・精神・療育) 級			
扶 養 親 族	伊豆 一郎	234567890123		父		大平 2 10 20		(同居)別居		(身体・精神・療育) 級			
	伊豆 税太	345678901234		子の子		大平 5 2 3		(同居)別居		(身体・精神・療育) 級			

別居の扶養親族等がある場合には、裏面に氏名及び住所を記入してください。

◎ 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

※源泉徴収票・生命保険料の支払証明書・医療費控除の明細書・寄附金の支払証明書などを一緒に提出してください。

⑧ 本人控除

以下に該当し控除として申告する場合は、項目を丸で囲んでください。

◎ひとり親控除

性別にかかわらず、配偶者と死別・離婚または未婚のうち、合計所得金額が 500 万円以下で、総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子がいる(扶養親族欄に子の記載が必要)。

◎寡婦控除

合計所得金額が 500 万円以下で夫と死別(または生死不明)した後、婚姻していない人、または夫と離別した後、婚姻していない人で子以外の扶養親族がいる(扶養親族欄に記載が必要)。

◎勤労学生控除

合計所得金額が 75 万円以下で、かつ給与所得以外の所得金額が 20 万円以下の人のうち、学生の人は在学中の学校名を記入してください。

◎障害者控除

障害者手帳をお持ちの人や、要介護認定を受けて障害者控除認定書がある人は、障害等級や介護度を記入してください。

※障害者手帳の写しを提出してください。

⑨ 配偶者について

配偶者(特別)控除として申告する場合は、配偶者欄に必要な事項を記入してください。

◎配偶者控除

合計所得金額が 48 万円以下の、生計を一にする配偶者がいる。

◎配偶者特別控除

合計所得金額が 48 万円を超え、かつ 133 万円以下の、生計を一にする配偶者がいる。

◎同一生計配偶者

申告者本人の合計所得金額が 1,000 万円超で合計所得金額が 48 万円以下の、生計を一にする配偶者がいる(配偶者控除の適用はありませんが、配偶者が障害者に該当する場合、障害者控除をとることができます)。

⑩ 扶養親族について

扶養控除として申告する場合は、扶養親族欄に必要な事項を記入してください。別居の場合は、裏面にも住所等を記載する場所があります。

◎扶養控除

合計所得金額が 48 万円以下の、生計を一にする親族がいる。
※生年月日や、同居・別居、障害の有無で控除額が変わるため、記入漏れのないようご注意ください。